

計画項目番号	41	計画担当部課	農林部 農林課			
基本の方策	IV 適正な財政運営	計画作成部課	農林部 農林課			
重点項目	i 計画的な予算執行	計画関係部課	農林部 農林課			
計画項目名	山林境界確定事業の推進（地籍事業との関連）					
現状と課題 （取組の必要性） 取組項目の概要 （具体的手法）	<p>山林境界画定を地籍事業により行っているが、山林所有者の高齢化や世代交代、市外在住の所有者等の存在により、境界が分からなくなりつつある。境界確認（現地での見直し）のため伐開作業が必要となる箇所もあるが、その作業にも地籍組合や所有者は大変苦慮し、年を追うごとに山林境界確認が大きな負担となってきている。また、地籍調査補助事業は8つの工程があり、一地区の完了に長期間の年数を要する。調査実施に意欲のある地区があるものの、年度内に実施できる事業量には限りがあることから、地籍調査事業への着手を待っている地区もある。</p> <p>このため、地籍事業とは別に、森林組合により事業計画がある地区や山林境界確定に意欲のある地区へ杭を支給し、地籍調査事業に先行して境界杭を設置して頂くことで、森林整備や将来の地籍調査を効率的に進めることができるようにする。（平成26年度に杭購入済み）</p>					
取組による効果 （具体的目標）	<p>森林整備や将来の地籍調査を効率的に進める。 ※早期に山林境界杭を設置しても、地籍調査実施まで杭が現地に残っていると限らない。（宮川町三川原は森林組合の事業によりGPSによる簡易測量を実施。宮川町落合は数年以内に地籍調査。河合町新名は平成27年度から地籍調査実施予定）</p>					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	・地籍調査実施地区に杭を配布し、E2工程の前年度に杭打ち作業を先行実施。				
	目標	<p>地籍予定面積 13.21km<sup>2</sup> 上記一部用に杭配布 ・古川町信包 0.52km<sup>2</sup> 大20本、小80本 ・河合町角川 2.05 大70本、小150本 ・河合町新名 7.67km<sup>2</sup> 大100本、小100本 ・神岡町西 0.48km<sup>2</sup> 大20本、小70本</p>	<p>地籍予定面積 19.66km<sup>2</sup> 上記一部用に杭配布 ・古川町信包 0.69km<sup>2</sup> 大40本、小150本 ・河合町角川 2.20km<sup>2</sup> 大90本、小170本 ・河合町中澤上 1.0km<sup>2</sup> 大100本、小100本 ・宮川町落合 0.73km<sup>2</sup> 大50本、小150本 ・神岡町西 0.83km<sup>2</sup> 大40本、小130本 ・神岡町数河・石神0.80km<sup>2</sup> 大100本、小150本</p>	<p>地籍予定面積 19.66km<sup>2</sup> 上記一部用に杭配布 ・古川町信包 0.69km<sup>2</sup> 大40本、小150本 ・河合町角川 1.10km<sup>2</sup> 大40本、小80本 ・宮川町落合 0.73km<sup>2</sup> 大50本、小150本 ・神岡町西 0.53km<sup>2</sup> 大40本、小100本</p> <p>地籍調査の進捗状況を見ながら、次年度以降の地区の選定を実施</p>	<p>・地籍予定面積 19.66km<sup>2</sup> 上記一部用に杭配布</p> <p>・地籍調査の進捗状況を見ながら、次年度以降の地区選定をし、対象箇所に杭を配布する。</p>	<p>・地籍予定面積 19.66km<sup>2</sup> 上記一部用に杭配布</p> <p>・地籍調査の進捗状況を見ながら、次年度以降の地区選定をし、対象箇所に杭を配布する。</p>
	目標の説明 （数値目標の場合は根拠）	・春先や秋～降雪前の時期に作業を行うと効率よく実施できるため、その時期に配布する。				
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 （数値結果の場合は根拠）					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見直し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備考 （特記事項）						

計画項目番号	42	計画担当部課	農林部 農林課			
基本の方策	IV 適正な財政運営	計画作成部課	農林部 農林課			
重点項目	i 計画的な予算執行	計画関係部課	農林部 農林課			
計画項目名	農業改良組合及び農業改良組合活動交付金のあり方の検討					
現状と課題 (取組の必要性) 取組項目の概要 (具体的手法)	<p>現在、農業改良組合長は、市の非常勤特別職としての身分を有している。また、農業改良組合活動交付金は、農業改良組合の活動及び運営を支援することを目的に交付している。</p> <p>(一組合当たり交付額：農家戸数×500円(均等割)＋とも補償加入面積×45円【H26予算額5,320千円】)</p> <p>農業改良組合は、地域農業者の取りまとめや農地保全管理機能的役割を担っているが、国が、集落や地域団体を交付対象とする中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業等を創設したことにより、改良組合の役割は、水稻生産実施計画書(細目書)の配布やとも補償制度への加入推進、転作確認等の限定的なものとなっており、総体的に縮小傾向にある。しかし、市全体を俯瞰した時、協定を締結して中山間・農地水事業を活用している地域は限定的であり、市内全域を網羅する改良組合の存在意義・必要性は依然として高いといえる。</p> <p>第二次政策総点検時の市民会議でも、農業版区長会という位置付けで、異常気象時の見回りや地域農業者の取りまとめなどの役割は重要であり継続すべきとの意見が出された。また、平成26年度から開始される『農業支援協議会』における地域意見の集約機能としての役割も期待される。</p> <p>このため、農業改良組合の意義及びその事業内容から、農業改良組合長の位置付け(身分)及び交付金の適正なあり方を見出す。</p>					
取組による効果 (具体的目標)	<p>より効果的な農業改良組合(長)体制の実現と交付金額の適正化を目指す。</p> <p>※平成30年産米から米の直接支払交付金が廃止(実質的に米の生産数量目標が廃止)となり、生産調整が廃止となった場合、改良組合長の重要な業務であった水田の転作確認が必要なくなるが、この業務によってこれまで耕作放棄地の発生を抑制していた面もあるといえる。以上も考慮した改良組合の業務内容を検討する必要がある。</p>					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	改良組合長のあり方(身分及び位置付け)について、関係する飛騨農業協同組合、飛騨農業共済事務組合と担当者レベルの意見交換	飛騨市改良組合長会(各町改良組合長会会長で構成)で意見交換 飛騨市農業支援協議会関係部会で意見交換	各町改良組合長会、各改良組合で意見交換	飛騨農協、飛騨農済、改良組合長会で方向性確認 交付金額の調整	新体制での運用開始
	目標	・外部組織との意見交換開始 ・12月～3月	・関係組織代表及び諮問機関関係部会との意見交換開始 ・1月、4月、12月に実施予定。	・当該組織内の意見交換開始 ・1月、4月、12月に実施予定	・平成30年度以降の改良組合のあり方を決定 ・次年度予算編成前の9月下旬までに策定する。	新体制での運用開始
	目標の説明 (数値目標の場合は根拠)	・他県、他市町村の状況を調査し、県の指導を受けながら検討を進めている。	・任期が1年と2年、1月～12月、4月～3月と統一でないため、複数回の会議が必要になる。	・任期が1年と2年や、1月～12月、4月～3月と統一でないため、複数回の会議が必要になる。		
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 (数値結果の場合は根拠)					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見直し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備考 (特記事項)						

計画項目番号	43	計画担当部課	農林部 農林課			
基本の方策	II 行政施策の再構築	計画作成部課	農林部 農林課			
重点項目	ii 全市有施設の将来的方針の検討	計画関係部課	農林課、企画課			
計画項目名	飛騨市林業総合センターの利活用					
現状と課題 (取組の必要性) 取組項目の概要 (具体的手法)	<p>飛騨市林業総合センターは、飛騨市森林組合が事務所を移転して以降、利用が低迷している。指定管理者である飛騨市森林組合は、指定管理料の有無にかかわらず、今後の指定管理業務を受けない方針と、同センターの持ち分を市へ無償譲渡したいという意向を示している。</p> <p>現在、公民館的機能として利用されているが、「飛騨市林業総合センター条例」では使用料は規定しておらず（無料）、近隣の公民館を使用する団体との不公平感や、他町には無料で使用できる公的施設はない等、不公平感が生じている。</p> <p>また、平成26年度末で指定管理期間が満了となることから、同年度中に施設使用料の有料化と今後の活用策を決定する必要がある。</p> <p>このため、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元産木材を利用した会社が起業する予定があるため、次年度以降の指定管理化を検討する（企画課関連）。</li> <li>・管理体制にかかわらず、施設使用料を新たに定める（条例改正により有料化する）。</li> <li>・施設の一部には森林組合の資本も投入されているため、森林組合との協議を行いながら計画の推進を図る。</li> </ul>					
取組による効果 (具体的目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正によりセンター使用について有料化することにより他施設との不公平が解消される。</li> <li>・指定管理施設として運用できれば、市直営の場合より維持費用が削減できるとともに施設を適正に管理できる。</li> </ul>					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理施設or直営施設か決定。</li> <li>・指定管理、直営を問わず有償化へ向けて条例改正の実施。</li> <li>・森林組合との持ち分の譲渡等の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理の場合は指定管理者に施設の運営管理を任せ、指定管理料の削減に努める。</li> <li>・直営の場合は河合振興事務所と協力しながら施設の維持管理を行う。</li> <li>・指定管理化について検討する。</li> </ul>	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
	目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>①飛騨市林業総合センター条例の改正（無料→有料）</li> <li>②企画課の計画の状況を受け、森林組合持ち分処理方法を決定。</li> <li>③企画課の計画を推進する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理の場合は協定締結</li> <li>・直営の場合は料金、鍵の收受、建物管理、冬季間の除雪作業の実施</li> </ul>	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
	目標の説明 (数値目標の場合は根拠)	<ol style="list-style-type: none"> <li>①企画課の計画が第1課題</li> <li>①公平性を保つため、使用料徴収を行う。</li> <li>②組合持ち分を受け入れ全て私有財産とする。</li> <li>③指定管理を継続できる。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理化を目指す。指定管理受託者がいなければ直営を継続。</li> </ul>	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 (数値結果の場合は根拠)					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見直し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備考 (特記事項)						